

# 市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>  
NO. 8 0

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F  
「市民オンブズ岡崎」事務所  
TEL&FAX(0564)25-9667  
Email m039asihara@yahoo.co.jp  
郵便振替 00870-0-91440「市民オンブズ岡崎」  
発行 2012. 8 31

## 岡崎市議会議員議員通信簿

### 平成23年度議会本会議一般質問採点！

「市民オンブズ岡崎」は平成23年度中の議員の本会議での一般質問に注目し、これを発言内容により採点した結果を8月31日公表しました。これは県内の市民オンブズマン団体の共通企画で、いくつかの自治体で順次発表されていきます。議員の皆さんへも郵送しましたので、今後の活動の一助にいただければ幸いです。

#### 岡崎市議会議員通信簿

#### 1 議員通信簿を行った理由

- (1) 岡崎市議会議員には月額報酬(一般議員57万3千円)とは別に政務調査費が会派を通して(一人当たり年額60万円)支給されています。
- (2) 議会本会議での発言内容は、議員自身がどのような調査活動を行い、内容の実現に向けて取り組んだかを評価できると考えます。議員活動の証です。
- (3) 愛知県内の市民オンブズマン団体が各地の議会の本会議における議員の発言を評価して、それを通信簿として議員の皆さんにお渡しし、今後の議員活動を活発にしていきたいと考えます。

#### 2 対象議員

平成23年度在職されたすべての市議会議員

#### 3 対象期間

平成23年6月～平成23年12月(平成24年3月議会は代表質問のみのため評価の対象からはずしました。)

#### 4 本会后での発言内容の調査

- (1) 発言内容は岡崎市ホームページに掲載された本会議議事録によりました。
  - ・平成23年6月1日開会 6月22日閉会 6月定例会議事録
  - ・平成23年9月1日開会 10月4日閉会 9月定例会議事録

・平成23年12月1日開会 12月20日開会 12月定例会議事録

- (2) 対象は、代表質問を除く一般質問のみとしました。
- (3) 評価対象は別紙「議員通信簿」のとおりです。

#### 5 今後の取り組み

- (1) 今回の調査結果を「市民オンブズ岡崎」ホームページに掲載し、市民に報告する。
- (2) 発言内容によっては、0点の議員も存在しますが、別紙評価基準をもとにしたためです。議員の皆さんには今後質問内容の充実を求めたいと思います。
- (3) 今回発言のなかった議員に対しては、会派内での約束事があるのかも知れませんが、市議会議員の使命放棄と考え評価外としました。今後の質問を促したいと思います。

2012年8月31日  
市民オンブズ岡崎

---

《通信簿については、別紙資料「2011年議員通信簿」をご覧ください。》

## グリーン料金廃止の陳情書提出

「市民オンブズ岡崎」は市議会議員のグリーン料金の廃止を求め、6月29日に要望書を出しましたが、再度9月議会に陳情書を提出することにしました。

### 9月例会の案内

9月7日(金)PM7時00分~

「市民オンブズ岡崎」事務所

議題として取り上げてもらいたい人はぜひお知らせ下さい。参加をお待ちしています。

2012年8月31日

岡崎市会議長 坂井 一志 様

岡崎市伝馬通2丁目33 千賀ビル3F  
市民オンブズ岡崎  
代表 渡邊 研治

## 市議会議員へのグリーン車料金支給の廃止を求める陳情書

私たちは、議員が議員活動を行う上で政務調査費が必要であるとは思いますが、その用途については市民が納得できるものでなければならぬと考えています。

昨年政務調査費の用途について監査委員に返還を求めましたが、残念ながら市民目線で検討されることなく棄却されました。

3月定例会で市長は、当初予算の作成に当たり、財政環境が非常に厳しく、経常経費の一層の削減と厳しい査定を行ったと説明しています。このような厳しい財政状況の中で、議員が政務調査のための視察旅行でグリーン車を利用する必要があるとは思えません。そもそも、グリーン車を利用することが当然だとする議員の特権意識を正す必要があると考えます。そこで、下記の項目を改正されるようお願いいたします。

### 記

1. 「議員の議員報酬等に関する条例」第5条2項「費用弁償の額については、岡崎市職員等の旅費に関する条例第2条第1項に規定する市長等の例による。」を改め、「費用弁償の額については、議員にあつては第2項に規定する一般職員の例による。ただし、議長、副議長が、その職責を達成する必要な場合に限って岡崎市職員等の旅費に関する条例第2条第1項に規定する市長等の例による。」とするように条例を改正すること。